

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、健全で経営の透明性が高く、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制の確立を重要な経営課題と考え、顧客・株主・ビジネスパートナー及び社員と共に成長し続ける経営システムを構築し維持していくことが重要と認識しております。投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識すると共に、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うため、社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況

会社の経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況は別添模式図の通りです。以下にその概要を記述します。

1) 取締役会

取締役会は、取締役7名(社外取締役2名)によって構成され、月1回以上の定時取締役会、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

2) 監査役会

監査役会は、監査役4名(社外監査役2名)で構成され、月1回以上開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視するほか、会計監査人による監査及び内部監査室による監査にも随時立会い、業務執行に関する適法性及び妥当性を監査しております。

3) 会計監査人

PwCあらた有限責任監査法人を選任し、監査契約を結び正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。

当社の会計監査業務を執行する公認会計士は出口真也及び飯室進康であり、PwCあらた有限責任監査法人に所属しております。

また、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他10名であります。

4) 内部監査室

内部監査室は2名で構成され、社長直轄の内部監査室が内部統制システムの妥当性と各業務の合法性の監査を行っております。

また、内部監査の監査方針及び計画並びに実施した監査結果を監査役会に報告します。

監査役会は、報告を受けた内容を精査して、内部監査部門への指示、助言を行います。

5) 社外取締役及び社外監査役の人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係の概要

社外取締役及び社外監査役との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害關係はありません。

6) 顧問弁護士

顧問弁護士とは顧問契約を結び、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

7) その他

・リスク管理体制

顧客との取引において、顧客の秘密情報に接する機会があることから、従業員が情報の重要性を正しく認識し、情報管理を徹底することを目的に社員教育を実施しております。

また、プライバシーマーク及びPISMSの取得により、個人情報保護を適正に行っております。

・適時情報開示

四半期業績開示を行っております。

また、アナリスト・機関投資家向けに、本決算時に説明会を行い、その資料は、当社ホームページで掲載しております。

新製品の発売等、ニュースリリースは迅速な開示を目的に当社ホームページで情報を開示しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-3 株主総会における権利行使】

株主総会の開催日につきましては、法定書類の作成日程や監査日程を十分確保し、慎重に決算事務を進めたいという点と、招集手続きに関する期間等を勘案して決定しております。特に集中日に開催するという考えはありません。

【補充原則1-2-4 株主総会における権利行使】

当社は、議決権の電子行使を可能とするための議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳は行っておりません。いずれも海外投資家や機関投資家にとって一定の利便性向上に資するものである事は認識しておりますが、毎年検討を行っているものの、費用対効果の観点から実施を見合わせております。今後も株主構成や議決権行使率等を慎重に検討し、実施の可否を判断させていただきます。

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

< 投資株式の区分の基準及び考え方 >

当社は、投資株式につきまして、株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を『純投資目的である投資株式』、それ以外の株式を『政策保有株式』として区分しております。

< 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容 >

当社における政策保有株式の保有目的は、事業を継続的に発展させるために協力関係の維持・強化が有益かつ重要と判断した上場株式を

戦略的に保有することで、保有先企業及び当社が中長期的な企業価値の向上を図ることで、

保有の意思決定の流れ、議決権行使の方針は以下の通りです。

- (1) 政策保有株式の新規取得、買い増し、保有継続、売却等の意思決定は、取締役会にて行います。配当や営業政策、資本コスト等を踏まえ、株価を注視し、下落による財務内容への影響や、当該会社の事業継続性について適宜監視し、中長期的な企業価値増大の観点から検証しております。検証結果の開示につきましては、今後の検討事項と認識しております。
- (2) 議決権行使に関しては、その議案が企業価値の向上に期待できるか、株主価値の毀損に繋がるものではないかなどを総合的かつ適切に判断しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

3 - 1 - ()

当社は、経営理念、企業行動規範を定め、当社ホームページ上で公開しています。

「経営理念」：<https://www.focus-s.com/focus-s/company/philosophy/>

「企業行動規範」：https://www.focus-s.com/focus-s/company/code_of_conduct/informationsecurity/

中期経営計画につきましては、技術革新や市場環境の変化が激しい業界にあって、主要顧客のニーズ、方針変更に対して迅速に対応し、随時計画を見直す必要があることから公表してはおりませんが、今後については必要に応じて検討してまいります。

3 - 1 - (iv)

取締役・監査役候補の指名につきましては、各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断し、代表取締役社長が提案し、取締役会にて審議・決議のうえ、株主総会に議案として附議しております。

経営陣幹部の選任につきましては、取締役候補の指名理由を踏まえ、取締役会にて決定しておりますが、解任につきましては、具体的な評価基準や解任要件は定めておりません。

万一、経営陣幹部が法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、決定することとなります。

3 - 1 - (v)

取締役及び監査役候補者の指名の説明につきましては、株主総会招集通知の株主総会参考書類に記載しておりますのでご参照ください。経営陣幹部の選解任の説明につきましては今後検討してまいります。

「ライブラリ」株主総会」：<https://www.focus-s.com/focus-s/ir/library/>

【補充原則4 - 1 - 2 取締役会の役割・責務】

当社は、技術革新や市場環境の変化が激しい業界にあって、主要顧客のニーズ、方針変更に対して迅速に対応し、随時計画を見直す必要があることから中期経営計画については公表してはおりません。毎期、中期経営計画の進捗と内容を検証し、必要な修正を行ったうえで、単年度の計画を公表しております。中期経営計画の公表につきましては、今後必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4 - 1 - 3 取締役会の役割・責務(1)】

当社は、最高経営責任者の後継者計画については策定してはおりませんが、重要課題として認識しております。最高経営責任者としてふさわしい必要な能力や経験等をもつ候補者の選出、育成につきましては、今後計画の策定を含めた具体的なあり方を検討してまいります。

【補充原則4 - 3 - 2、4 - 3 - 3 取締役会の役割・責務(3)】

当社は、CEOの選解任における評価基準や要件は定めておりません。

選任につきましては、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、取締役会において、独立社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、資質を備えたCEOを選任しております。

また、解任につきましては、万一、CEOが法令・定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるなど、客観的に解任が相当と判断される場合には、取締役会において社外取締役の適切な関与・助言を得たうえで、決定することとなります。

選解任基準の策定につきましては、今後検討してまいります。

【原則4 - 10、補充原則4 - 10 - 1 任意の仕組みの活用】

当社は、取締役候補者の指名につきまして、社外取締役を含む取締役会において候補者の実績や経験、能力等を総合的に勘案のうえ決定しております。また、報酬の決定についても、同様に社外取締役を含む取締役会において、株主総会決議に基づく報酬総額の限度内で適切に決定を行っており、現行の仕組みで適切に機能していると考えております。今後につきましては、取締役会の機能の独立性・客観性・説明責任の強化を図るうえで、独立社外取締役の適切な関与・助言を踏まえた意思決定を図ることを重要課題と捉え、任意の指名委員会、報酬委員会等の独立した諮問委員会の設置の是非も含め幅広く検討を行ってまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役の員数を10名以内、監査役の員数を4名以内としており、必要最小限の経営陣による迅速な意思決定のもと事業を推進しております。独立社外取締役の複数選任(全取締役7名中2名)の他、監査役4名のうち、社外監査役(独立役員)2名を選任し、知識・経験・能力のバランスに配慮しております。多様性を追求するあまり、いたずらに取締役の員数を増やすことは避け、適正規模を見極めつつ、多様性の確保につきましても検討・取組を継続してまいります。また、監査役には、財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任しております。

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は、取締役会の実効性についての定性的な手法に基づいた分析・評価は行ってはおりません。

分析・評価方法、結果の概要の開示方法については現在検討を進めております。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

【補充原則4 - 1 - 2】の説明にも記載の通り、中期経営計画につきましては、技術革新や市場環境の変化が激しい業界にあって、主要顧客のニーズ、方針変更に対して迅速に対応し、随時計画を見直す必要があることから公表してはおりません。中期経営計画に基づく単年度方針、計画につきましては、決算短信や有価証券報告書、決算説明資料等により説明に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社の役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、そうした取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、あらかじめ取締役会の承認を得ることを取締役会規程に定めております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定拠出年金(DC)を採用しており、企業年金の積立金運用は行っていません。その分での財政への影響はありません。また、窓口となる事務担当者の育成及びe-ラーニング等による社員の運用スキル向上に努めております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

3 - 1 - ()

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、当社ホームページ上に公開しております。

「コーポレートガバナンス」：<https://www.focus-s.com/focus-s/company/csr/cg/>

3 - 1 - ()

当社は、監査役会設置会社であり、報酬・指名に関する任意の諮問委員会は設置していません。

当社の取締役の報酬決定にあたっての詳細は、本報告書「 - 1. 機関構成、組織運営等に係る事項」の【インセンティブ関係】【取締役報酬関係】に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務(1)】

現状のコーポレートガバナンスの体制につきましては、本報告書「 - 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に関する事項」に記載しております。

当社は、組織規程においてコーポレートガバナンスに係る組織機構を定め、取締役会は、当社の経営管理の意思決定機関として法定事項を協議・決定すると共に、取締役会規程の定めにより、経営の基本方針並びに経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、業務の執行についての報告を受けております。

また、職務権限規程において取締役の職位に応じた職務を規定し、取締役及び取締役会が決定・承認すべき事項、取締役及び取締役会に報告すべき事項を具体的に定めております。

【原則4 - 8 独立社外取締役の有効な活用】

当社におきましては、外部からの経営監視という点に関して、これまで社外監査役が重要な役割を果たしてまいりました。当社の業容拡大には、よりスピード感のある意思決定が必要不可欠であり、一定の業務に精通している取締役を確保しつつ、必要最小限の人数で取締役会を運営することが重要と考えております。一方で、独立社外取締役が会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するものと認識しており、当社第42期定時株主総会において2人目となる独立社外取締役選任を行いました。

社外取締役の比率アップのために、いたずらに取締役会の人数が増加することは、当社の置かれたビジネス環境、業界の特性等からも慎重な対応が必要と考えております。社外取締役複数体制の効果・機能発揮を踏まえ、社外取締役の十分な人数を見定めてまいります。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

本報告書「 - 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」に記載しておりますのでご参照ください。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会の体制につきましては、当社の企業規模等を鑑み、迅速かつ合理的な意思決定を行ううえで最も効果的な範囲としています。

当社の取締役会は、取締役7名(うち、独立社外取締役2名)で構成されております。取締役会には、監査役4名(うち、独立社外監査役2名)も出席し意見を述べております。

取締役の選任につきましては、各候補者の実績、見識、経験等を総合的に判断し、代表取締役社長が提案し、取締役会で審議・決議のうえ、株主総会に議案として附議しております。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

社内役員、社外役員共に、他の上場会社役員との兼任はありません。

直前事業年度末時点における社外役員にかかる他の上場会社役員との兼任状況につきましては、当社ホームページに掲載しております。当該事業年度にかかる定時株主総会招集通知「会社役員状況」に記載の通りであります。

取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、当社ホームページに掲載しております。当該事業年度にかかる定時株主総会招集通知の「事業報告及び参考書類」に記載の通りです。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役・監査役のトレーニング】

取締役及び監査役は、自身に必要な知識及びスキルを自己研鑽により獲得していくことを基本としております。

必要に応じて、研修会等の費用を会社がサポートし、また研修会等に関する情報を提供しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社の株主等との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下の通りです。

- () 株主との建設的な対話の促進のため、専門部署(IR・広報室)を設置しております。
- () IR担当部署と経理担当部署を同じフロア内に配置することで連携を強化するほか、IRに関連する他部署との情報共有を密にしております。
- () 機関投資家に対しては、期末決算時に業績等に関する決算説明会を開催し、個別の対話(面談)の申込みに対しては積極的に対応しております。個人投資家に対しては、個人投資家向け説明会の開催等を通して対話の場を設けるほか、ホームページのフォームを経由しての問い合わせに対しても、積極的に対応しております。
- () 株主から得た意見、要望、懸念等につきましては、必要に応じて適切な回答、その他の対応を実施するほか、重要性に応じて経営陣幹部や取締役会を含む合理的な範囲内で社内における共有、活用等を図っております。
- () インサイダー情報の管理については、ISMSに基づく日常管理を徹底するほか、IR活動の沈黙期間の設定も行ってまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社FRONTEO	900,000	5.98
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	628,800	4.17
フォーカスシステムズ社員持株会	604,600	4.01
畑山 芳文	588,900	3.91
第一生命保険株式会社	500,000	3.32
株式会社三井住友銀行	340,000	2.25
東 光博	320,000	2.12
柿木 龍彦	268,400	1.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	253,000	1.68
森 啓一	245,200	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

2011.10.11 自己株取得に対する大量保有報告書を提出しております。
2015.10.01 普通株式1株を2株に分割する株式分割を行いました。

上記のほか当社所有の自己株式1,246,362株があります。
発行済み株式の総数に対する所有株式数の割合については、発行済み株式数から自社株式数を除いて計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
山口 寿彦	他の会社の出身者													
瀬尾 勘太	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山口 寿彦			自衛官として長年にわたり組織運営・管理に従事し、その豊富な経験と幅広い見識は、社外取締役として客観的な視点でコーポレートガバナンスを監視するのに適任。 当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。
瀬尾 勘太		2013年より2018年まで当社との間に顧問税理士としての契約が有りましたが、社外取締役就任に伴い、同契約を解消致しております。また、瀬尾勘太氏のご尊父(瀬尾師也氏)が、1990年より2012年まで当社社外監査役に就任しておりました。	税理士として培われた会計・税務・財務に関する高度な専門的知識および経験を有しており、当社の経営に対し客観的且つ的確な提言が期待できる。 当社と利害関係のない独立した立場となり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

各四半期決算及び本決算の会計監査時期に、監査役会は会計監査人である監査法人に対して監査の方法及び問題点がないかどうかのヒアリングを実施しております。

株主総会後に作成された監査役会の監査計画書を内部監査室は受領し、その後、原則月1回以上の監査役会において、主として適法性のチェック体制について内部監査室の活動状況の報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中村 清司	他の会社の出身者													
杉山 昌宏	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中村 清司			長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持っており、社外監査役として適任。当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。

杉山 昌宏		長年にわたりIT業界において開発、営業、経営に関わってきたことによる豊富な経験と幅広い見識を持っており、社外監査役として適任。当社と利害関係のない独立した立場であり、一般株主との利益相反のおそれのない独立した立場と判断し、独立役員として指定。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性について特段の定めはありませんが、東京証券取引所の定める独立性に関する基準を参考に選任しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

当社の取締役報酬等の額は、2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会において、月額30万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)とご承認いただいておりますが、2020年6月29日開催の当社第44期定時株主総会におきまして、取締役に対する退職慰労金制度の廃止と併せ、取締役(社外取締役を除く。以下「対象取締役」という)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をいただきました。

対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、年額200万円以内であり、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年26千株以内とされています。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することとなっています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新
--

当社の取締役に対する年間報酬総額は、242,600千円であり、うち社外取締役は、12,000千円であります。また、当社の監査役に対する年間報酬は、22,536千円であり、うち社外監査役は、7,200千円であります。なお、企業内容等の開示に関する内閣府令が規定する個別開示基準(連結報酬等の総額1億円以上)の該当者はおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

2020年6月29日開催の当社第44期株主総会において、取締役に対する退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給及び(譲渡制限付)株式報酬の導入についてご承認いただきました。これにより、当社の取締役(社外取締役を除く)の報酬は、基本報酬としての取締役報酬のほか、短期の業績連動報酬としての取締役賞与及び中長期的なインセンティブとしての意義を持つ(譲渡制限付)株式報酬により構成されることとなりました。

基本報酬としての取締役報酬は、2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会においてご承認いただいた報酬限度内で、職位に応じて定められた報酬が支給されます。

短期の業績連動報酬としての取締役賞与におきましては、業績に基づいた賞与と総額を毎年株主総会に上程し、決定された範囲内で各取締役の業績に対する貢献度に基づき配分額を決定しております。

中長期的なインセンティブとしての株式報酬につきましては、譲渡制限付株式報酬規程に基づき、年1回支給され、退任又は退職する時に譲渡制限が解除されます。

取締役報酬につきましては、2017年7月10日開催の当社取締役会において決定された「取締役の職位に応じた報酬額」に従い支給が行われ、取締役賞与につきましては、2019年6月27日開催の当社第43期定時株主総会で承認された取締役賞与総額60百万円につきましては、2019年7月8日開催の当社取締役会において、代表取締役社長の森啓一より、報酬年額の割合に基づいた取締役賞与の配分案を提示し、その決議によって各取締役の支給額案が承認可決されました。

取締役の職位に応じた報酬額の設定及び変更は、2000年6月29日開催の当社第24期定時株主総会においてご承認いただいた報酬限度内において取締役会の決議により決定されます。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

管理本部担当取締役が、社外取締役の連絡窓口として、取締役会開催の連絡及び事前に資料が出ている場合には資料の配布を手配しております。

常勤監査役が、社外監査役の連絡窓口として、取締役会・監査役会開催の連絡及び事前に資料が出ている場合には資料の配布を手配しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
東 光博	顧問	長きにわたり当社経営のかじ取りを行った経験と当社に対する深い理解、業界・お客様先における幅広い人脈をもとに、当社に対する有用な助言を行ってまいります。	報酬有		
柿木 龍彦	顧問	長きにわたり当社経営のかじ取りを行った経験と当社に対する深い理解、業界・お客様先における幅広い人脈をもとに、当社に対する有用な助言を行ってまいります。	報酬有		
石橋 雅敏	顧問	長きにわたり当社経営のかじ取りを行った経験と当社に対する深い理解、業界・お客様先における幅広い人脈をもとに、当社に対する有用な助言を行ってまいります。	報酬有		

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 3名

その他の事項 更新

現在、代表取締役経験者である顧問は3名、44期に支払われた総額は2,050万円です。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行、監督・監査について

取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成され、月1回開催される取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、会社の意思決定及び業務執行の監督を行っております。

業務執行には、取締役会で互選の代表取締役社長及び副社長の指揮のもと、各事業分野の担当取締役が責任を持っており、各取締役は組織を統括しながら毎月の進捗状況を各組織の部長より直接ヒアリングを行うと共に、管理本部で集計を行い、取締役会で確認しております。

監査役会は4名の監査役(うち社外監査役2名)で構成され、月1回以上、監査役会を開催しております。

また、監査役は取締役会に出席し、取締役の業務執行を監視するほか、会計監査人による監査並びに内部監査室による監査にも随時立会い、業務執行に関する適法性及び妥当性を監査しております。

なお、社外監査役との特別な利害関係はございません。

顧問弁護士からは、必要に応じて法律面でのアドバイスを受け、適法性に留意しております。

2. 監査の状況

内部監査につきましては、内部監査業務を統括・実施する社長直轄の内部監査室を設置し、2名を専任させております。

内部監査規程に基づき、内部統制システムの妥当性及び各業務の合法性の監査を行っております。

会計監査につきましては、監査法人として、PwCあらた有限責任監査法人を選任し、出口眞也及び飯室進康公認会計士の会計監査業務を受けております。

継続監査につきましては、出口眞也会計士は2016年6月8日から、飯室進康会計士は2017年7月1日からであります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の業容拡大には、よりスピード感のある意思決定が必要不可欠であり、一定の業務に精通している取締役を確保しつつ、必要最小限の人数で取締役会を運営することが重要と考えております。

現在、2名の独立社外取締役を選任しており、経営監督機能を強化し、意思決定の透明性、適正性、迅速性を確保し、さらなる企業価値の向上

と説明責任を十分に果たせる体制を維持しております。

また、監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める等、三様監査(内部監査、監査役監査及び会計監査人監査)の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る体制を整えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電子投票が認められた当初より、招集通知発送時に、議決権行使書にID及びパスワードを発行して、株主総会に出席できない場合の議決権の電子投票制度を呼びかけるなど株主の便宜を図っております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページのIR情報 IRポリシー (https://www.focus-s.com/focus-s/ir/policy/) において、当社では「ディスクロージャーの基本方針」及び「情報開示の方法」並びに「インサイダー取引の防止」、「IR活動の沈黙期間」から構成されるIRポリシー(ディスクロージャーポリシー)を策定し、開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	不定期ではありますが、個人投資家向け説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期、決算発表後の5月下旬～6月上旬に1回、アナリスト・機関投資家及び報道機関向け説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ(https://www.focus-s.com)において、「決算短信」「アナリスト向け決算説明資料」「株主向け報告書」「有価証券報告書」「四半期報告書」「企業情報」「情報開示に係る各種ニュースリリース」を公表後遅滞なく掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄の部門として、IR・広報室を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、公器としての企業の成長を通じ社会に貢献する企業を目指しています。「公器としての企業」とは、企業として社会的責任を果たす、ということです。「社会に貢献する企業」とは、持続可能な経営を行うことにより、持続可能な社会の構築に貢献する、ということです。そしてそのことが社会からの信頼を得ることに通じるものと考えます。</p> <p>また当社は、社員の一体感を高め、社員全体が一丸となってパワーを発揮できる組織とし、未来のために貢献できる会社を目指したいとの思いのもと、以下の経営理念、経営ビジョンを策定し、HPに公開しております。</p> <p>経営理念 社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。</p> <p>経営ビジョン ~ 3つの責任への約束 ~ 私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。 2. 企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。 3. 社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境経営指針書」を全社員に配布し環境の保全施策の推進管理者の指名により、各拠点での活動体制の推進を図っております。その取組実績はホームページにて公開しております。また、清掃活動イベントへの参加なども随時行っております。

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	別途模式図の通り社内体制を整備して、会社情報の決定事実、発生事実及び当社グループを理解いただくのに必要な情報につきましては、迅速・正確かつ公正な情報開示しております。
その他	当社は現在、女性役員はおりませんが、能力に応じて登用すると共に、その能力開発にも力を入れてまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、法令をはじめ、「文書管理規程」、「情報セキュリティ実施マニュアル」その他社内規程に基づき、情報の保存・管理を行う。
- (2) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存・管理に関する全社的な統括を行う責任者を取締役より任命する。
- (3) 統括責任者は、取締役の職務執行に係る情報を社内規程に基づいて記録として保存・保管する。
- (4) 保管される記録は、随時、取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な検索性の高い状況で保存・保管する。
- (5) 情報セキュリティ基本方針、プライバシーマークおよび情報セキュリティマネジメントシステム(ISO 27001)に倣い、情報の保存・管理・伝達に適切な体制を構築する。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 企業の目的並びに事業の目的に多大な影響を与える可能性のある事象(リスク)を以下のように区分し、管理体制を構築する。
 - ・財務報告リスク
 - ・品質リスク
 - ・情報セキュリティリスク
 - ・労務リスク
 - ・法的リスク
 - ・環境リスク
 - ・事業継続リスク
 - ・人的資源リスク
 - ・財務リスク
- (2) 「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクマネジメントシステムを指揮するため、リスク管理委員会を組織し、財務リスクに対する評価を行い、リスクの回避・低減させる対応を取る。
- (3) 使用人による情報漏洩による不正行為抑制のため、「秘密管理規程」、「懲罰規程」を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求める。
- (4) デジタル情報に関するリスク管理は、情報漏洩ルートが的確に把握できるシステムを構築し、かつ社内研修の実施により抑止力機能を持たせる。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (2) 全取締役は、当社業務をそれぞれ所管し、適切に進捗状況を確認し、業務執行に関する効率化を図る。
- (3) 業務運営については、将来の事業環境等を踏まえ中期経営計画及び各年度予算を立案し、全社的な目標を設定する。
- (4) 各部門は、その目標達成に向けて具体的な施策を立案し実行する。
- (5) 効率的な職務執行のため、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により必要な職務の範囲及び権限を明確にする。
- (6) 環境変化に対応するため、機動的な組織変更を実施する。

4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令及び定款に適合すべく社内規程の見直しを随時行い、必要に応じ社内教育を実施し、使用人による業務執行に対する意識を高める。
- (2) 「取締役会規程」、「監査役会規程」、「社員就業規程」において、業務の適正な執行に対する体制を定義する。
- (3) 法令遵守体制を堅持するために、使用人は、社内規程遵守誓約書に署名捺印をもって提出するものとする。
- (4) コンプライアンス通報制度を構築し、法令及び定款遵守の推進については、役員及び社員等が、それぞれの立場で自らの問題として捉え業務運営にあたるよう、研修等を通じて指導する。
- (5) 内部監査体制を構築し、業務執行の適法性を監査する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 「関係会社管理規程」に基づき、関係会社に関する業務を所管する取締役(所管取締役)が担当する。
 - ロ. 所管取締役は、必要に応じて関係会社に対し書類等の提出を求め、関係会社の経営内容の把握に努める。
- (2) 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 「経理規程」に則った経理処理を求め、月次での報告を受ける。
 - ロ. 関係会社は「リスク管理規程」に基づき、財務報告リスクへの対策実施状況及び有効性をリスク管理委員会にて説明し、その評価を行う。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 関係会社の経営は、その自主性を尊重しつつ、相互信頼による共存共栄を基本とする。
 - ロ. 重要案件については、取締役会の事前協議を行う。
- (4) 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 企業集団の事業に関して所管する取締役を置くと共に、子会社に対して法令遵守体制を構築する権限と責任を与える。
 - ロ. 子会社が構築する法令遵守体制について、当社管理本部がこれを横断的に推進し管理する。
 - ハ. 上記「ロ」の管理において監査を実施する場合には、当社の「内部監査規程」を準用する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助すべき使用人は、内部監査室の社員とする。

7. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 内部監査室の社員に対する人事異動・人事評価・懲戒処分については、監査役の事前の同意を得るものとする。

8. 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役を補助すべき使用人に対して監査役は、監査業務に必要な指揮命令権を有する。

9. 監査役への報告に関する体制

(1) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

- イ. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、法令および社内規程に従い、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 認識するリスクに対して内部監査室による内部監査を行い、内部監査室は、その結果を監査役に報告する。
- ハ. 財務報告については、監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役に報告する。
- ニ. 使用人による内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会からリスク管理委員会に報告する。

(2) 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者に相当する者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

- イ. 子会社の担当取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、直ちに監査役に報告する。
- ロ. 子会社の財務報告については、子会社の担当部門からの報告により監視部門であるリスク管理委員会による分析を行い、その結果を監査役に報告する。
- ハ. 内部通報については、通報の調査機関であるコンプライアンス委員会よりリスク管理委員会に報告する。

10. 監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 「コンプライアンス通報規程」に準じ、当該報告をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いの禁止のほか、職場環境等が悪化することのないような措置を講ずる。
- (2) 子会社の使用人に関しても、(1)の扱いと同様に、不利益取扱い等に対する保護を行う。

11. 監査役職務について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。
- (2) 緊急又は臨時の支出が必要となった費用の前払い及び支出した費用の償還を会社に請求する事ができる。
- (3) 監査費用の支出については、効率性及び適正性に留意する。

12. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役の実効性を確保するため、「監査役監査基準」、「内部監査規程」を制定する。
- (2) 監査役は、取締役会のほか、会社の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する。
- (3) 会社の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求める。
- (4) 三様監査の意義・目的を十分理解し、三様監査間の連携及び相互補完を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に関する基本方針

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、政府方針である「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」を踏まえ、その社会的責任を強く認識するとともに、反社会的勢力による経営活動への関与や、当該勢力による被害を防止し、コンプライアンス経営を徹底するため以下の基本方針を定めます。(政府指針：平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)

- (1) 反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する役職員の安全を確保するため、組織として対応します。
- (2) 反社会的勢力への対応に際し、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部の専門機関との連携強化を図ります。
- (3) 反社会的勢力とは、取引関係はもとより、一切の関係を遮断します。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶し、民事・刑事の両方面より法的対応を行います。
- (5) 反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するための裏取引や資金提供は行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、社員就業規程に反社会的勢力との関わりについて定め、組織全体で取り組んでいます。

(1) 対応部署及び不当要求防止責任者の設置状況

総務部を対応部署とし、不当要求防止責任者を中心に、事案毎に関係部署と協議し、対応することとしています。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄警察署や顧問弁護士等、外部の専門機関と連携しています。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

不当要求防止責任者が担当として、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関より反社会的勢力に対する情報の収集・管理を行っています。

(4) 対応マニュアルの整備及び研修活動の実施状況

マニュアルの整備を随時進めると共に、研修などにより平素の啓蒙活動に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

株式会社の支配に関する基本方針

当社は、以下の経営理念・経営ビジョンを理解し支持する者が、「財務及び事業の方針の決定を支配する者」であることが望ましいと考えております。

【経営理念】

社員すべてが心と力を合わせ、企業の発展と成長を通じて、未来のより良い環境作りに貢献する。

【経営ビジョン】

私たちは、以下の3つの責任を果たしていきます。

1. 個人責任 人間性と技術力を磨き、最高のサービスをお客様に提供します。
2. 企業責任 社員相互が信頼し合い、安心かつ働きがいのある会社を作ります。
3. 社会責任 お客様、投資家、株主から信頼され、社会から必要とされる会社を作ります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制について

投資家への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分認識すると共に、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行うため、社内体制の充実に努めるなど真摯な姿勢で臨んでおります。

開示情報の取扱責任者(情報取扱責任者)を取締役より選任し、経営者として自ら開示の重要性を認識し、開示情報の取扱いを行っております。

情報取扱責任者は、各部門責任者からの報告や、各会議などを通じて情報を収集しております。

適時開示担当者は、情報取扱責任者の指示・確認のもと、情報収集・集約、開示作業を行っております。

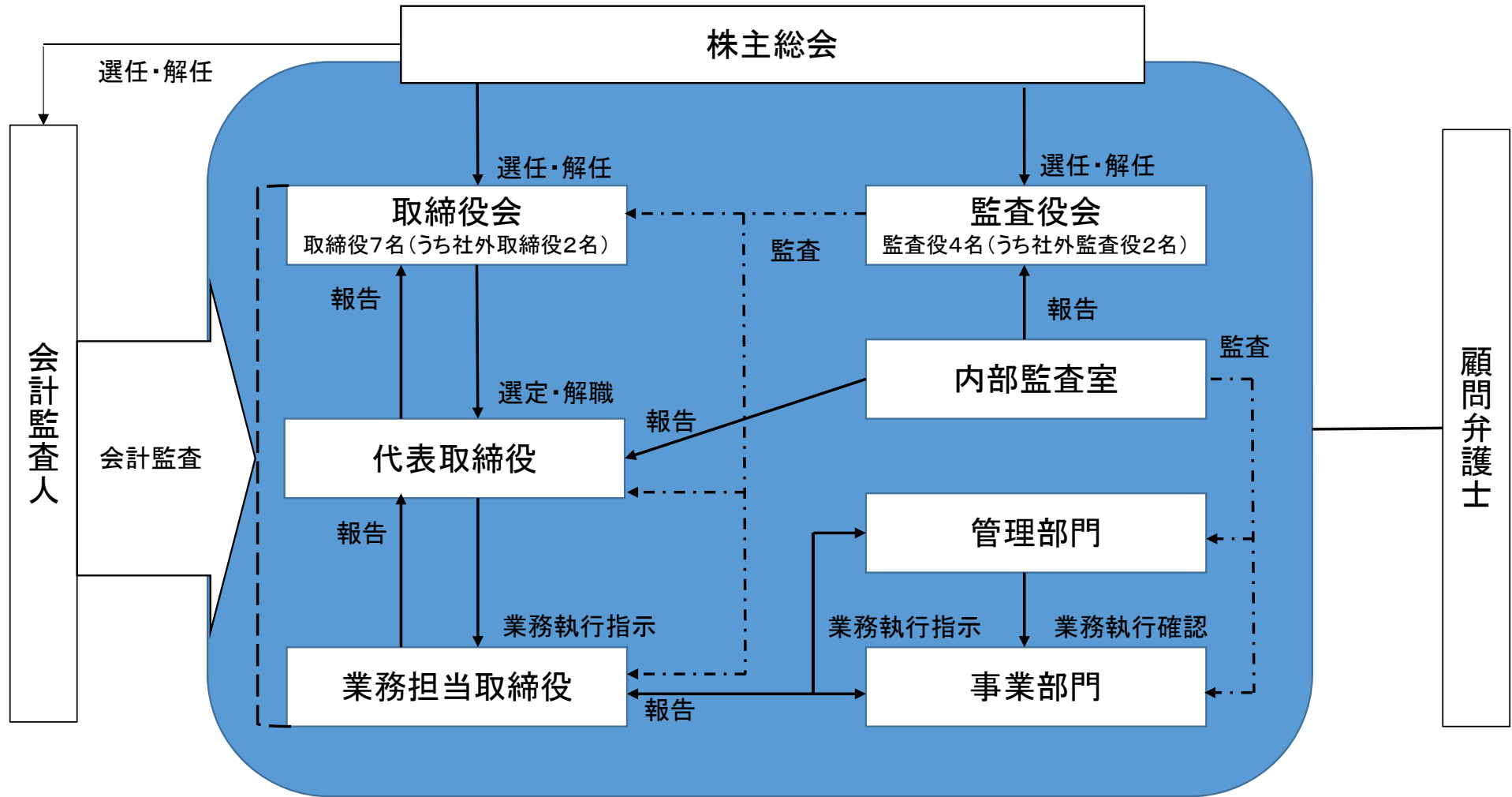
内部者取引規制の重要性を認識し、情報の漏れ、不正なアクセスがないよう、情報の流通経路、管理方法の整備を行っております。

役職員による情報漏洩による不正行為抑制のため、秘密管理規程を定め、さらに社内規程遵守誓約書の自署提出を求めています。

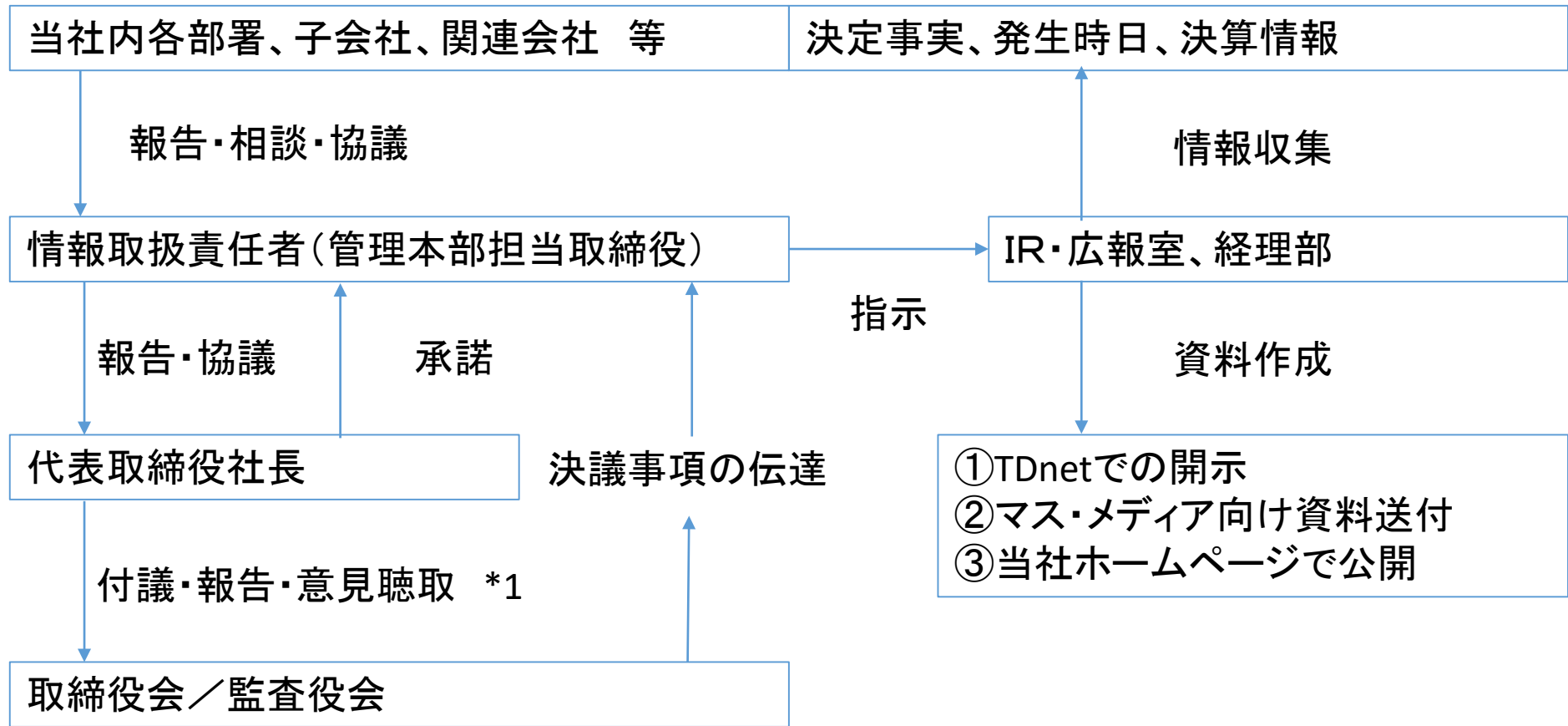
また役職員による重要な内部情報の管理と内部者取引防止のため、インサイダー取引管理規程を定めています。

株主、投資家をはじめとしたステークホルダーが公平かつ容易に、当社情報にアクセスできる機会を確保するため、開示情報は適宜当社ホームページに掲載しております。

コーポレートガバナンス体制概要図



適時開示体制概要図



*1 : 発生事実においては、代表取締役と協議のもと開示の必要性を判断。必要な事案においては情報開示担当部署に開示を指示。この場合、事後に取締役会への報告を行う。